# 事業承継
# 引継ぎ補助金

令和3年度2次補正予算
令和4年度予算

bluebird

# 目次

事業承継・引継ぎ補助金


| | |
|---|---|
| 事業承継・引継ぎ補助金の概要 | 3 |
| 経営革新事業 | 12 |
| 専門家活用事業 | 26 |
| 廃業・再チャレンジ事業 | 37 |
| Appendix. 令和3年度補正予算との主な違い | 43 |

事業承継・
引継ぎ補助金

# 事業承継・引継ぎ補助金の概要

# 本補助金のポイント

事業承継・引継ぎ補助金

**事業承継・引継ぎ補助金**

## 補助対象者

事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業者等及び、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業者等

## 補助対象事業

経営者の交代又は事業再編・事業統合を契機とした承継者が行う経営革新等に係る取組及び事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う取組

## 補助対象経費

補助対象事業の遂行に必要な経費であり、補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費
なお、補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い等が確認できる経費（原則、相見積の取得が必要）

# 補助対象となる中小企業者等

事業承継・引継ぎ補助金

## 対象となる中小企業者等とは

| 業種分類 | 業種詳細 | 資本金の額又は出資総額 | 常時使用する従業員数 |
|---|---|---|---|
| 製造業その他 | ゴム製品製造業 | 3億円以下 | 900人以下 |
| | 上記以外 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| | ソフトウェア・情報処理 | 3億円以下 | 300人以下 |
| | 上記以外 | 5千万円以下 | 100人以下 |

どちらかの基準を満たしている
法人又は個人事業主

## 中小企業者等に含まれない方

- 社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

# 本補助金の概要（1/3）

事業承継・引継ぎ補助金

## 経営革新事業

- 後継者不在により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等において、経営者の交代又は事業再編・事業統合を契機とした承継者が行う経営革新等に係る取組の経費を補助する
- 補助事業期間内に契約及び支払った、経営革新を行う際の設備投資の費用及び廃業費等が補助対象経費の対象となる
- 専門家活用事業及び廃業・再チャレンジ事業との重複申請が可能、なお、廃業・再チャレンジ事業と重複申請する場合は本事業への上乗せという扱いになるため、廃業・再チャレンジ事業への別途の申請は不要である

| 類型 | 補助率 | 補助下限額 | 補助上限額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 上乗せ額（廃業費） |
| 創業支援型（Ⅰ型） | 補助対象経費の2分の1以内 | 100万円 | 500万円以内 | +150万円以内 |
| 経営者交代型（Ⅱ型） | | | | |
| M&A型（Ⅲ型） | | | | |

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細および注意事項については、必ず後頁の「補助上限額・補助率等の概要」を確認すること

# 本補助金の概要（2/3）

事業承継・引継ぎ補助金

## 専門家活用事業

- 地域の需要及び雇用の維持や地域の新たな需要の創造及び雇用の創造を図り、我が国の経済を活性化させる事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う取組の経費を補助する
- 補助事業期間内に、事業再編・事業統合（事業譲渡、株式譲渡等）を行うことが必要
- 補助事業期間内に契約及び支払った、事業再編・事業統合を行う際のM&A専門家の費用等が補助対象経費の対象となる
- 補助事業期間に経営資源引継ぎが実現しなかった場合は、補助上限額が変更されるため注意すること
- 専門家活用事業及び廃業・再チャレンジ事業との重複申請が可能、なお、廃業・再チャレンジ事業と重複申請する場合は本事業への上乗せという扱いになるため、廃業・再チャレンジ事業への別途の申請は不要である

| 類型 | 補助率 | 補助下限額 | 補助上限額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 上乗せ額（廃業費） |
| 買い手支援型（Ⅰ型） | 補助対象経費の2分の1以内 | 100万円 | 400万円以内 | +150万円以内 |
| 売り手支援型（Ⅱ型） | | | | |

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細および注意事項については、必ず後頁の「補助上限額・補助率等の概要」を確認すること

# 本補助金の概要（3/3）

事業承継・引継ぎ補助金

## 廃業・再チャレンジ事業

- 経営革新事業または専門家活用事業とあわせて申請を行う併用申請と、廃業・再チャレンジ事業単独で申請を行う再チャレンジ申請に分かれる
- 中小企業者等が、事業承継やM&Aに伴う廃業、経営者の交代又はM&A等を契機として承継者が行う経営革新等に伴う廃業（併用申請）、中小企業者等（またはその株主）もしくは個人事業主が新たなチャレンジをするために行う既存事業の廃業（再チャレンジ申請）を補助対象事業とする

| 類型 | 補助率 | 補助下限額 | 補助上限額 |
|---|---|---|---|
| 廃業・<br>再チャレンジ | 補助対象経費の<br>2分の1以内 | 50万円 | 150万円<br>以内 |

※上表は補助率や補助額の概略である。詳細および注意事項については、必ず後頁の「補助上限額・補助率等の概要」を確認すること

# 本補助金のスケジュール

事業承継・引継ぎ補助金

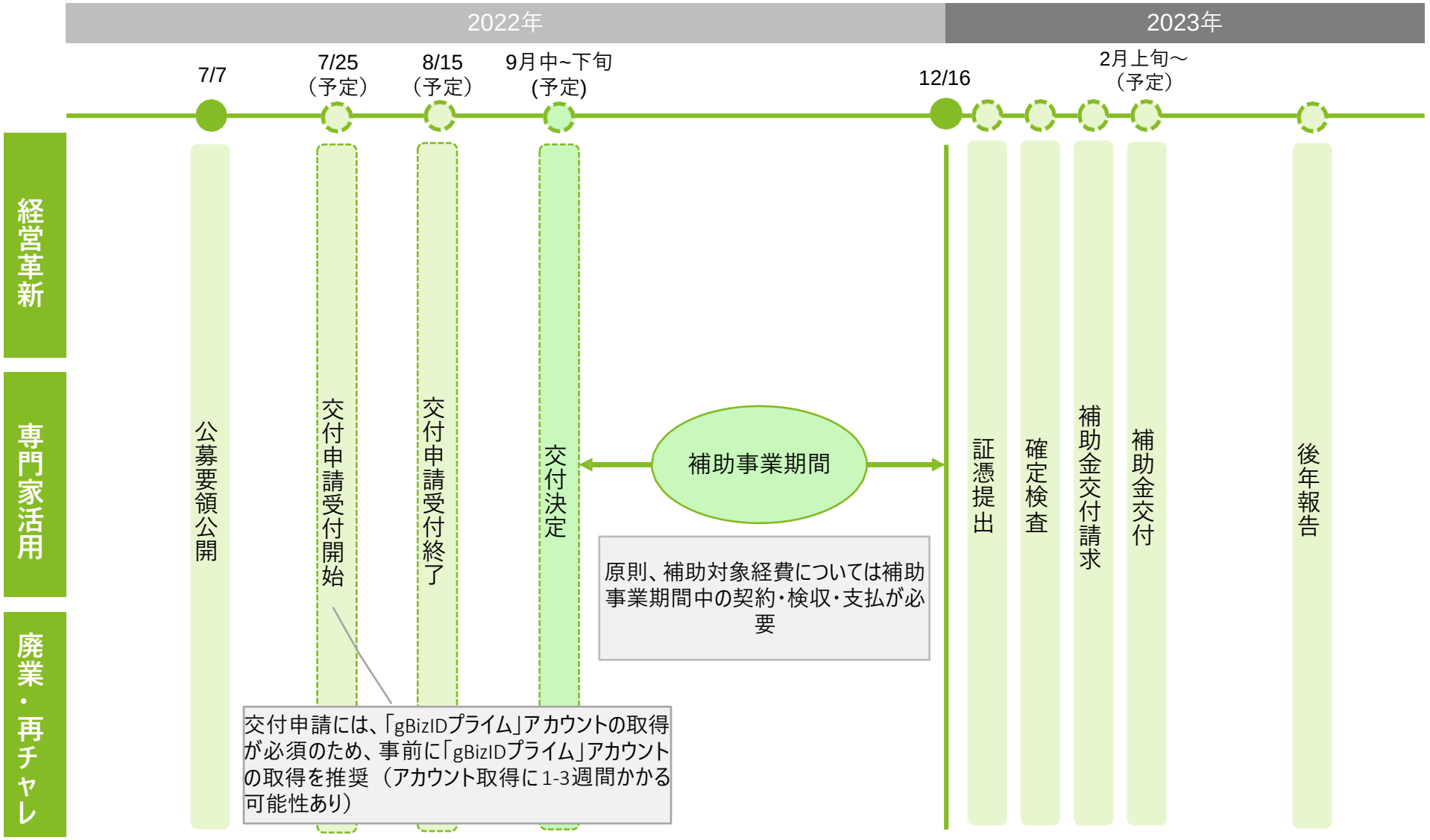

# 本補助金の補助対象経費

事業承継・引継ぎ補助金

## 補助対象経費に該当する経費

| 補助事業期間開始前 | 補助事業期間 | 補助事業期間終了後 |
|---|---|---|
| 交付決定日<br>9月中旬～下旬<br>（予定） | ⟷ | 2022/12/16 |

| 補助対象経費 | 補助事業期間開始前 | 補助事業期間 | 補助事業期間終了後 |
|---|---|---|---|
| **該当** | | 見積・発注（契約）・納品・検収・請求・支払 | |
| **該当** | 見積 | 発注（契約）・納品・検収・請求・支払 | |
| **該当せず** | 見積・発注（契約） | 納品・検収・請求・支払 | |
| **該当せず** | | 見積・発注（契約） | 納品・検収*1・請求・支払 |
| **該当せず** | | 見積・発注（契約）・納品・検収・請求 | 支払 |

*1：「検収」とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為を指す。検収行為は必ず補助事業期間内に実施する必要がある

# 相見積取得について

事業承継・引継ぎ補助金

## 補助対象経費の見積取得

補助対象経費は、1件（案件・発注）50万円以上（税抜）の支払いを要するものについては、原則として2者以上から見積*1（相見積）を取得することが必須となり、相見積の中で最低価格を提示した者を選定する必要がある。

**※留意事項**

- 1件50万円未満でも、可能な範囲で相見積を取るように努める
- 1件50万円未満の場合においても、1社からの見積は必須となる
- 「外注費」、「委託費」、専門家活用事業における「システム利用料」及び「保険料」については、1件50万円未満の場合においても、原則として相見積を取得することが必須となる
- 相見積の取得が不要な場合は、「相見積取得が不要な条件」に該当する場合のみであり、該当しない場合は相見積の取得が必須になる。また、「選定理由書」及び「関与専門家選定理由書」は、提出することで必ずしも相見積の代替として認められるものではなく、「相見積取得が不要な条件」以外の選定理由は認められない

## 相見積取得が不要な条件（詳細および注意事項は、必ず後頁および公募要領別紙を参照すること）

①【共通】補助対象経費において、選定先以外の2者以上に見積を依頼したが、全ての専門家・業者から見積を作成できないと断られた場合

②【専門家活用のみ】FA・M&A仲介費用において、専門家費用がレーマン表により算出された金額以下である場合

③【専門家活用のみ】システム利用料において、成功報酬のみのM&Aのマッチングサイトに複数登録して、成功報酬を申請する場合

④【専門家活用のみ】FA・M&A仲介費用において、2022年7月7日前にFA・仲介業者と専任条項がある委任契約を締結し、補助事業期間中に締結した基本合意又は最終契約に基づく中間報酬又は成功報酬である場合

⑤【共通】日本国内で選定先以外の者が提供できないサービス・商品である場合

*1：見積書は、発行者、見積金額（申請経費の内訳記載）、業務受託期間、受託業務の範囲、その他見積の前提条件の記載があるものに限られる

事業承継・
引継ぎ補助金

# 経営革新事業

# 申請類型の概要

事業承継・引継ぎ補助金

## 経営革新事業は以下の3類型を対象とする

**創業支援型（Ⅰ型）**

以下の①～②の全ての要件を満たすこと*1

① 事業承継対象期間内（2017年4月1日から2022年12月16日）の法人（中小企業者）設立、又は個人事業主としての開業

② 創業にあたって、廃業を予定している者等から、株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）の引き継ぎ

**経営者交代型（Ⅱ型）**

以下の①～ ②の全ての要件を満たすこと*1 *2

① 親族内承継や従業員承継等の事業承継（事業再生を伴うものを含む）

② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

**M&A型（Ⅲ型）**

以下の①～ ②の全ての要件を満たすこと*1

① 事業再編・事業統合等のM&A

② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、経営等に関して一定の実績や知識等を有している者であること

*1：物品・不動産等のみを保有する事業の承継（売買含む）は対象とならない
*2：経営者交代型（Ⅱ型）における承継者が法人の場合、事業譲渡や株式譲渡等による承継は原則として対象とならない

# 補助上限額・補助率等の概要

事業承継・引継ぎ補助金

## 補助額は補助対象経費の3分の2以内であって以下の通り

| 類型 | 補助率 | 補助下限額*1 | 補助上限額 | | 経費区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 上乗せ額（廃業費） | |
| 創業支援型（Ⅰ型） | 補助対象経費の2分の1以内*1 | 100万円 | 500万円以内*3 | +150万円以内*4 | 【事業費】<br>人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費<br><br>【廃業費】<br>廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（Ⅰ型及びⅢ型のみ） |
| 経営者交代型（Ⅱ型） | | | | | |
| M&A型（Ⅲ型） | | | | | |

*1：交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請（補助対象経費で200万円未満）は受け付けない
*2：生産性向上要件（「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」の伸び率が3%／年の向上を含む計画であること。）を満たさない計画の場合は補助上限を300万円以内とする。なお、付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものを指す
*3：廃業費の補助上限額は150万円とする。ただし、廃業費に関しては、少なくとも1つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものを補助対象とする（一部の事業を承継後に被承継者が、残りの事業の廃業・廃止を行うものも含む）。また、事業の一部廃業に該当する場合は当該一部廃業が補助事業期間内に行われ、行われた事実（設備撤去に伴う検収等）が実績報告時に確認できること

# 事業承継の要件

事業承継・引継ぎ補助金

## 事業承継対象期間内のM&A及び経営者交代による事業承継が対象となる

| | |
|---|---|
| **時期** | 事業承継対象期間内（2017年4月1日から補助事業対象期間終了日または2022年12月16日のいずれか早い日まで）に実施された、又は、同期間内に実施する予定の事業承継が対象となる*1 |
| **形態** | 以下による事業承継が対象となる<br> 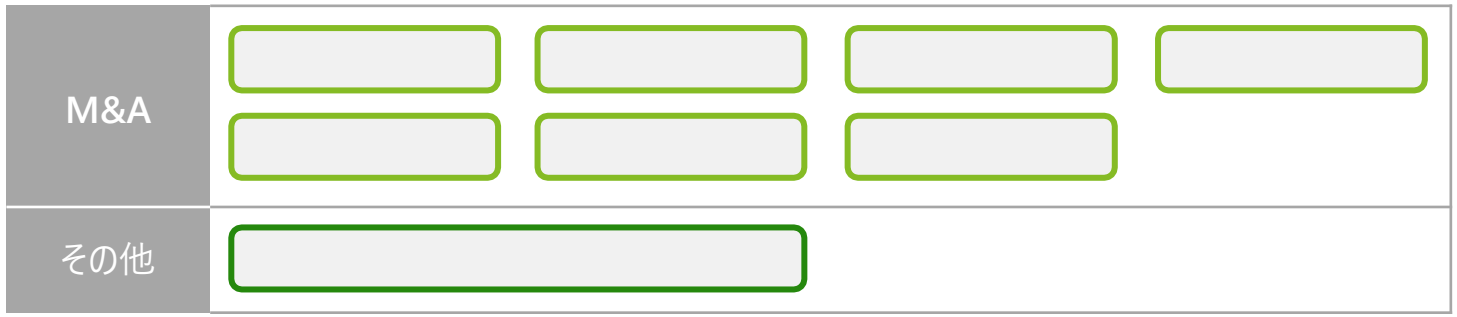 <br>なお、事務局により以下のように判断された場合は対象外となる<br>- 承継者と被承継者*3による実質的な事業承継が行われていない<br>・ 例：グループ内の事業再編、物品・不動産等のみを保有する事業の承継等、フランチャイズ契約<br>- 親族内承継：M&A型（III型）に限る |

*1：後頁で詳細を記載している経営者交代型（II型）の法人成の場合は、交付申請日までに個人事業主への事業譲渡が実施されている必要がある
*2：M&A型（III型）のうち、株式譲渡の形態においては、株式譲渡後に承継者が保有する被承継者の議決権が過半数超となることを補助対象事業の要件とする
*3：被承継者が中小企業等（個人事業主の場合は青色申告者）である必要がある

# 補助対象者となる承継者の代表者の資格要件

事業承継・引継ぎ補助金

**経営者交代型（Ⅱ型）の場合及びM&A型（Ⅲ型）で申請時に承継未了の場合は、以下の３つのいずれかの要件を満たす必要がある（創業支援型（Ⅰ型）で申請する場合、当該頁の要件の充足は不要である）**

## 1 経営経験を有している（事業）者

- 対象会社の役員として3年以上の経験を有する者
- 他の会社の役員として3年以上の経験を有する者
- 個人事業主として3年以上の経験を有する者

※ 上記について、2022年12月16日までに上記基準の年数を超えること

## 2 同業種での実務経験等を有している（事業）者

- 対象会社・個人事業に継続して6年以上雇用され業務に従事した経験を有する者
- 対象会社・個人事業と同じ業種において通算して6年以上業務に従事した経験を有する者

※ 上記について、2022年12月16日までに上記基準の年数を超えること

## 3 創業・承継に関する下記の研修等を受講した（事業）者

- 産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けた者
- 地域創業促進支援事業（平成29年度以降は潜在的創業者掘り起こし事業）を受けた者
- 中小企業大学校の実施する経営者・後継者向けの研修等を履修した者（具体的な研修は公募要領を参照すること）

※ 2017年4月1日～2022年12月16日に受講する場合を含む

# 補助対象事業の資格要件

事業承継・引継ぎ補助金

**経営者の交代又は事業再編・事業統合等を契機として、承継者が引き継いだ経営支援を活用して行う経営革新等に係る取組を補助対象事業とする**

「**認定経営革新等支援機関による確認書**」にて以下の3要件を満たしているとの確認を実施する必要がある

1. 中小企業者等である被承継者から事業を引き継いだ中小企業者等である承継者による、引き継いだ経営資源を活用した経営革新等に係る取組であること

2. 補助対象事業は、以下に例示する内容を伴うものであり、補助対象期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関の署名がある確認書により確認される事業であること。

> ①新商品の開発又は生産　②新役務の開発又は提供　③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
> ④役務の新たな提供の方式の導入　⑤事業転換による新分野への進出
> ⑥上記によらず、その他の新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組

3. 以下のいずれにも合致しないこと*2

> I. 公序良俗に反する事業
> II. 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業
> III. 国（独立行政法人を含む）及び地方自治体の他の補助金、助成金を活用する事業

# 共同申請について

事業承継・引継ぎ補助金

## 承継者及び被承継者による共同申請をする場合は以下の通り

**予定の共同申請**

- 以下の場合は、必ず承継者及び被承継者による共同申請をすること
  - 事業再編・事業統合を伴う事業承継が交付申請以降に行われる場合、承継者（事業を引き継ぐ予定の者）及び被承継者による共同申請とすること
  - 複数の被承継者による事業再編・事業統合を伴う事業承継が交付申請以降に行われる場合、承継者（事業を引き継ぐ予定の者）及び関係する全ての被承継者による共同申請とすること

**一体不可分の共同申請**

- 以下をともに満たす場合は、承継者及び被承継者による共同申請を行うことが可能である
  - 事業承継の形態が株式譲渡、株式交換又は株式移転
  - 承継者が行う経営革新等に係る取組が被承継者の経営革新（経営革新に伴う廃業含む）等に係る取組と一体不可分かつシナジー効果が高い場合

例

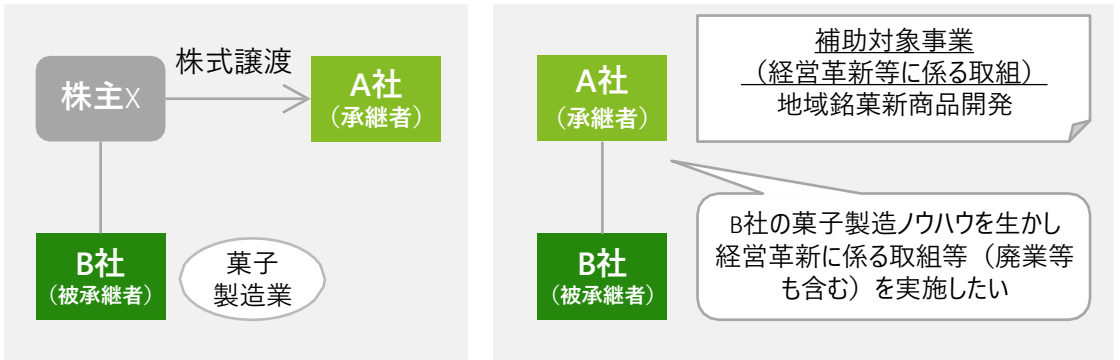


【一体不可分の共同申請のみ】

被承継者が取り扱った経費（廃業費も含む）も補助対象経費として申請可能

# 創業支援型（Ｉ型）の補助対象者の主な判定フロー

事業承継・引継ぎ補助金

**事業承継対象期間内に行われる一定の資格要件を有する創業及び事業の引継ぎが対象となる*1**

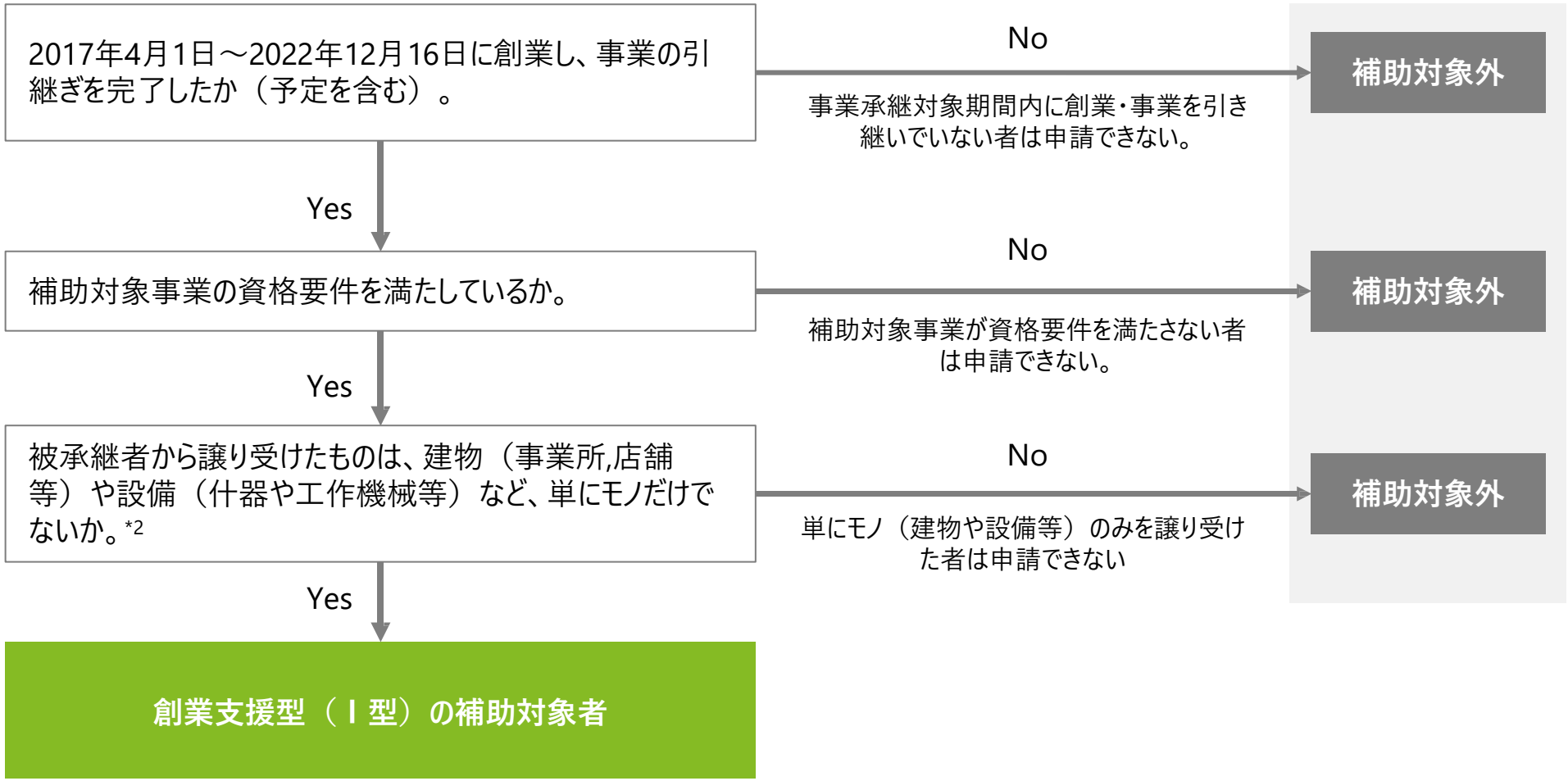


*1：補助対象者、補助対象事業等の詳細な要件は、公募要領を確認すること
*2：従業員や技術,ノウハウ、サプライチェーンなど、モノ以外に事業といえるものの継承が必要である

# 経営者交代型（Ⅱ型）の補助対象者の主な判定フロー

事業承継・引継ぎ補助金

**事業承継対象期間内に行われる一定の資格要件を有する経営者への交代又は事業譲渡が対象となる*1**

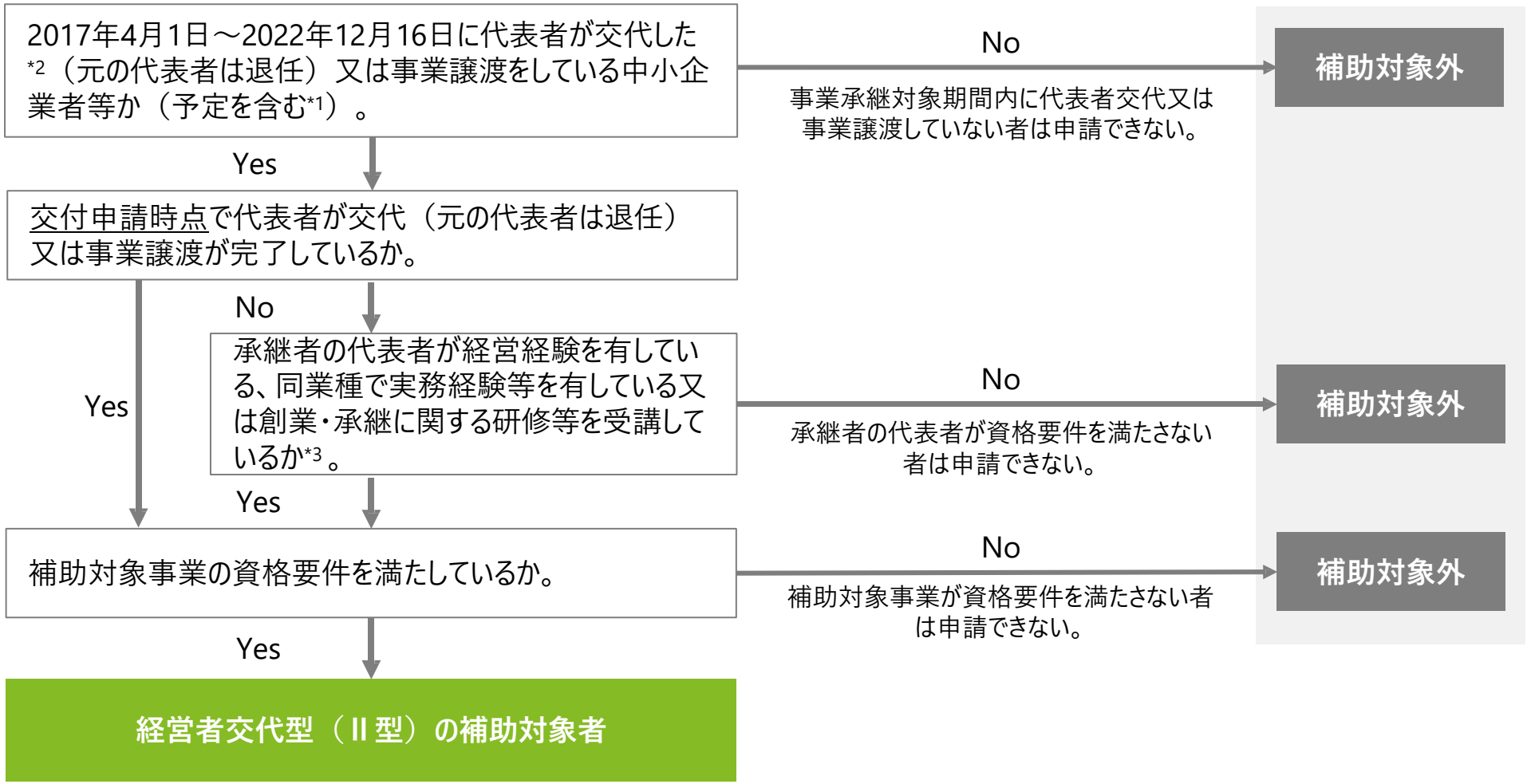


*1：補助対象者、補助対象事業等の詳細な要件は、公募要領を確認すること
*2：代表者の交代は登記事項全部証明書において、代表役員が変更されていることを以て判断し、株式の移転までは要件として求めない
*3：必要な経営経験の年数や研修の詳細および注意事項については公募要領「6.3.承継者の代表者が承継以前に代表権を有していない場合における資格要件」を確認すること

# M&A型（III型）の補助対象者の主な判定フロー

事業承継・引継ぎ補助金

**事業承継対象期間内に行われる事業再編・事業統合が対象となる*1**

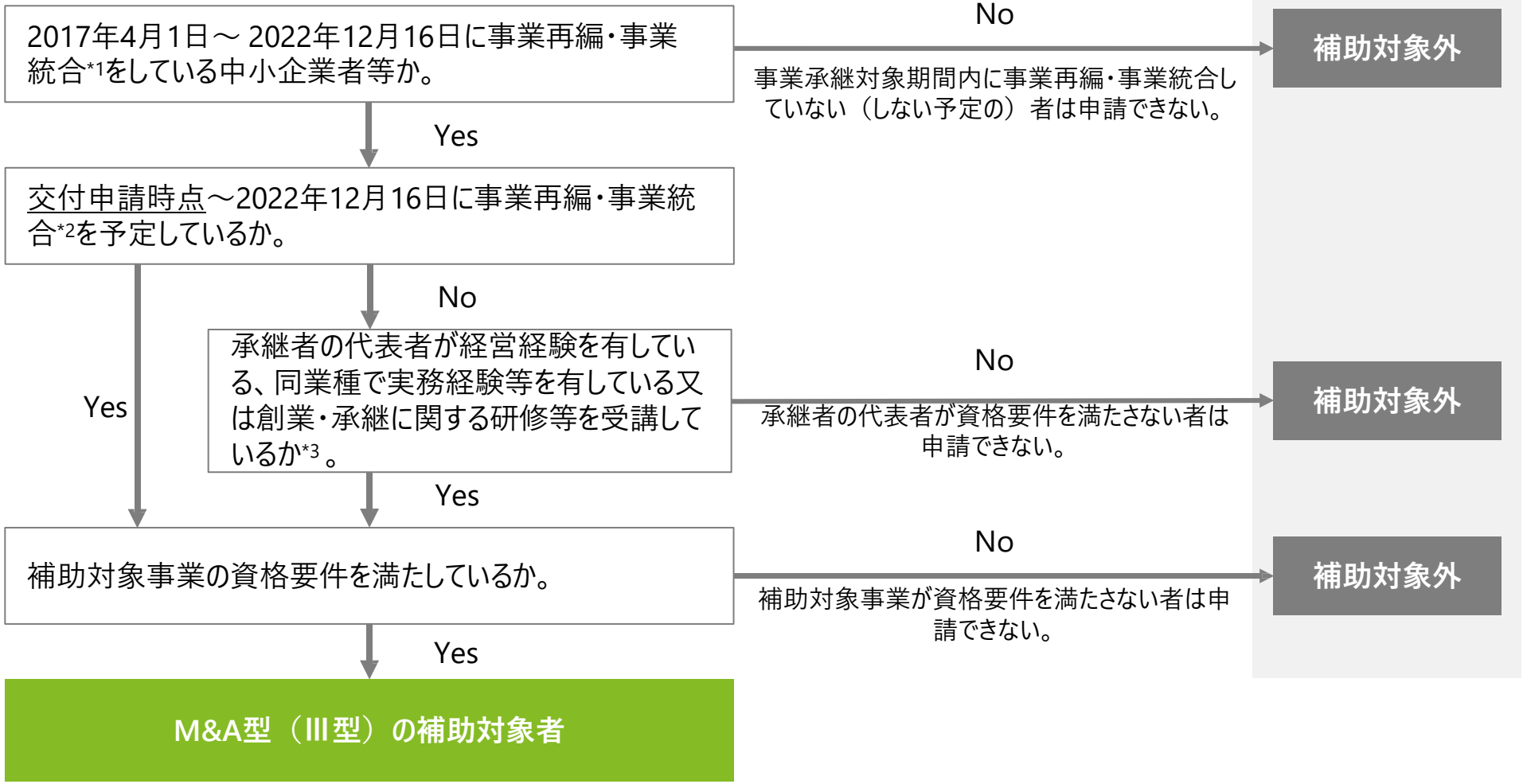


*1：補助対象者、補助対象事業等の詳細な要件は、公募要領を確認すること
*2：**親族内承継、グループ内の事業再編、物品・不動産等のみを保有する事業の承継は対象外となる**
*3：必要な経営経験の年数や研修の詳細および注意事項については公募要領「6.3.承継者の代表者が承継以前に代表権を有していない場合における資格要件」を確認すること

# 申請パターンと補助対象の整理(1/3)

事業承継・引継ぎ補助金

## パターンA：補助対象外

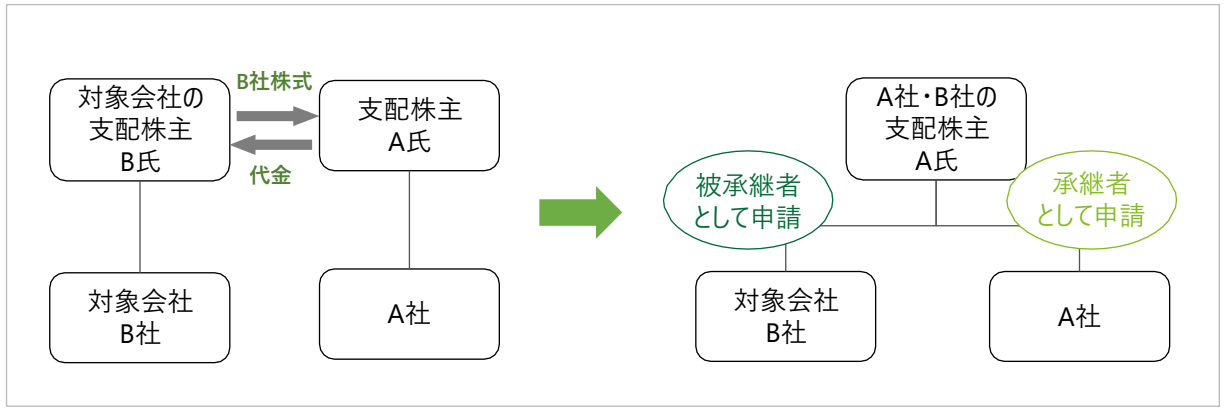


- 個人が取得したケースは、個人は補助金申請者とならない。
- また、A社は、B社との関係では承継者の立場にないため、A者を承継者として補助金申請しても補助金の対象とならない。
- なお、A社を承継者、B社を被承継者としてグループ内再編をした場合、本補助金ではグループ内再編による取組は、補助金の対象外としていることから、やはり補助対象とはならない。

## パターンA'：補助対象（経営者交代型）

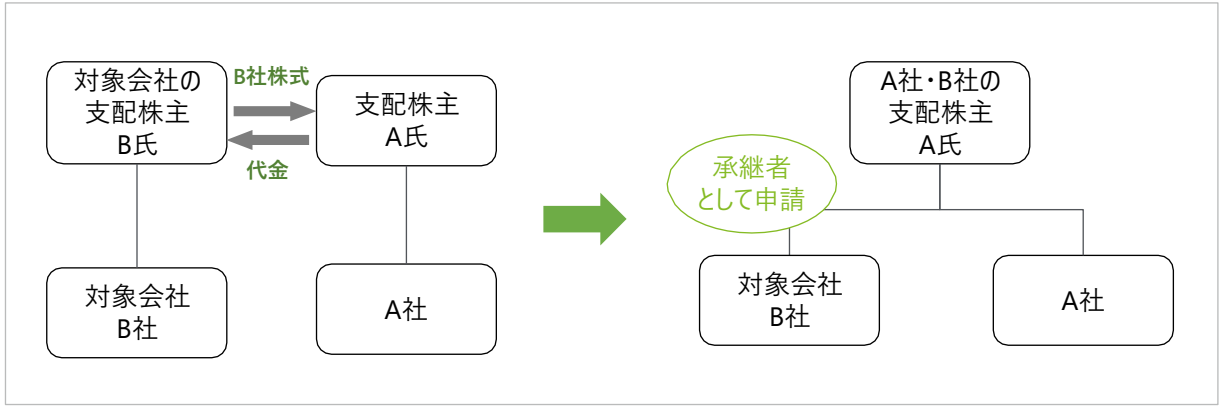


- B社の株式を個人が取得し、同時にB社の経営を行う場合、経営者交代型として、経営革新等に係る取組の対象となる。
- 補助対象経費は、B社負担分となる申請可能

# 申請パターンと補助対象の整理(2/3)

事業承継・引継ぎ補助金

## パターンB：補助対象（M&A型）

- 事承継者が行う経営革新等に係る取組について、A社、B社が一体不可分の取組である事、及びA社、B社による共同申請である事、を前提に認める
- 補助対象経費は、A社負担分、B社負担分ともに申請可能

# 申請パターンと補助対象の整理(3/3)

事業承継・引継ぎ補助金

## パターンC：補助対象（創業支援型または経営者交代型）

| 創業支援型を利用する場合 | 経営者交代型を利用する場合 |
|---|---|
| • 承継者の判断基準は、個人事業主として開業した（開業予定を含む）あるいは法人を設立（設立予定を含む）であり、法人または個人から事業を引き継ぐ（予定を含む）<br>• A氏は、個人事業として開業あるいは法人を設立し、中小企業者として、対象会社を引き継ぐことが必要 | • 承継者の判断基準は、個人事業主が承継者の場合、事業承継をする（した）事業の経営を行っている（いない）こととなっている<br>• 法人については代表者が交代する（した）ことが判断の基準となる |
| • 個人事業主の事業を引き継ぐ場合は、承継者が開業届を出して事業主となっていることが前提となるため問題は生じづらい<br>• 法人を引き継ぐ場合は、個人として株主（オーナー）となることが可能なため、創業支援型の対象とならない場合（経営者交代型の対象）となる場合がある | • 経営者交代型の場合、承継者の代表者が承継以前に代表権を有していない場合、資格要件として、①経営経験を有していること、②同業種での実務経験等を有していること、③創業・承継に関する一定の研修等を受講していること、が必要となる |

# 補助対象経費の概要

事業承継・引継ぎ補助金

| 経費名 | 概要 |
|---|---|
| Ⅰ.事業費 | |
| 人件費 | 補助対象事業に要する賃金 |
| 店舗等借入費 | 国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費・仲介手数料 |
| 設備費 | 国内の店舗・事務所の工事、国内で使用する機械器具等調達費用<br>品目1件に対し20万円以上（税抜き）の設備のみが申請可能 |
| 原材料費 | 試供品・サンプル品の製作に係る経費（原材料費） |
| 産業財産権等関連経費 | 補助対象事業実施における特許権等取得に要する弁理士費用 |
| 謝金 | 補助対象事業実施のために謝金として依頼した専門家等に支払う経費 |
| 旅費 | 販路開拓等を目的とした国内外出張に係る交通費、宿泊費 |
| マーケティング調査費 | 自社で行うマーケティング調査に係る費用 |
| 広報費 | 自社で行う広報に係る費用 |
| 会場借料費 | 販路開拓や広報活動に係る説明会等での一時的な会場借料費 |
| 外注費 | 業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 |
| 委託費 | 業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費 |
| Ⅱ.廃業費 | |
| 廃業支援費 | 廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士等に支払う作成経費 |
| 在庫廃棄費 | 既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費 |
| 解体費 | 既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費 |
| 原状回復費 | 借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用 |
| リースの解約費 | リースの解約に伴う解約金・違約金 |
| 移転・移設費用（Ⅰ型及びⅢ型のみ） | 効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費 |

※人件費、店舗等借入費、設備リース費・レンタル料及び広報費の展示会等の出展申込みについて、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は、例外的に対象とする

# 専門家活用事業

# 申請類型の概要

事業承継・
引継ぎ補助金

## 専門家活用事業は以下の2類型を対象とする

**買い手支援型**
**（Ⅰ型）**

事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等であり、以下の全ての要件を満たすこと。

- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。
- 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行うことが見込まれること。

**売り手支援型**
**（Ⅱ型）**

事業再編・事業統合に伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等であり、以下の要件を満たすこと。

- 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合に伴い、これらが第三者により継続されることが見込まれること。

# 補助上限額・補助率等の概要

事業承継・引継ぎ補助金

## 補助額は補助対象経費の3分の2以内であって以下の通り

| 類型 | 補助率 | 補助下限額*1 | 補助上限額 | 上乗せ額（廃業費） | 経費区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 買い手支援型（Ⅰ型） | 補助対象経費の2分の1以内 | 100万円 | 400万円以内*2 | +150万円以内 | 【事業費】<br>謝金、旅費、外注費、委託費*4、システム利用料*5、保険料*6<br><br>【廃業費】*7<br>廃業支援費、在庫廃棄費*8、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用 |
| 売り手支援型（Ⅱ型） | | | | | |

*1：交付申請時の補助額が補助下限額を上回ることとする
*2：補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合、補助上限額（200万円以内）の変更を行う
*3：廃業費の補助上限額は150万円とする。ただし、廃業費に関しては、関連する経営資源の引継ぎが補助事業期間内に実現しなかった場合は補助対象外とする
*4：委託費のうち、FA業務又は仲介業務に係る、相談料、着手金、中間報酬及び成功報酬等の中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援に関する経費等に関しては、「M&A支援機関登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となる
*5：M&Aマッチングサイト等プラットフォーマーが提供するサイトを利用した際の登録料、利用料、成約手数料はシステム手数料に区分する。ただし、プラットフォーマーが付加的に提供するFA又は仲介業務に関するサービスについては、委託費に区分して整理する。なお、その際の委託費については、「M&A支援機関登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となる
*6：保険料は、M&A当事者間で交わされる最終合意契約に規定される表明保証条項に関して、事後的に当該表明保証条項違反が判明することに起因して発生する損害等を補償目的とする保険契約等に係る保険料に関するものが対象となる。買い手支援型では、買い手手配の表明保証保険に係る保険料が対象。売り手支援型では、売り手手配の表明保証保険に係る保険料が対象。ただし、同一成約事案に対して買い手及び売り手が重複加入とならないようにすることが必要。また、実績報告時に、表明保証保険に関する報告（表明保証保険利用の理由、買い手手配又は売り手手配となった理由、デューデリジェンス（相当する評価を含む）の実施に関する事項等）を求める
*7：廃業費は廃業・再チャレンジ申請と併用申請した場合のみ補助対象経費となるため注意すること
*8：商品在庫等を売却して対価を得る場合の処分費は、補助対象経費とならないため注意すること

# 経営資源引継ぎの要件

事業承継・引継ぎ補助金

## 補助事業期間のM＆A及びM＆Aを伴う廃業が対象となる

| | |
|---|---|
| **時期** | 補助事業期間内に実施された、又は、同期間内に実施する予定のM＆Aが対象となる |
| **形態** | 買い手支援型・売り手支援型にて以下の形態が対象となる<br> 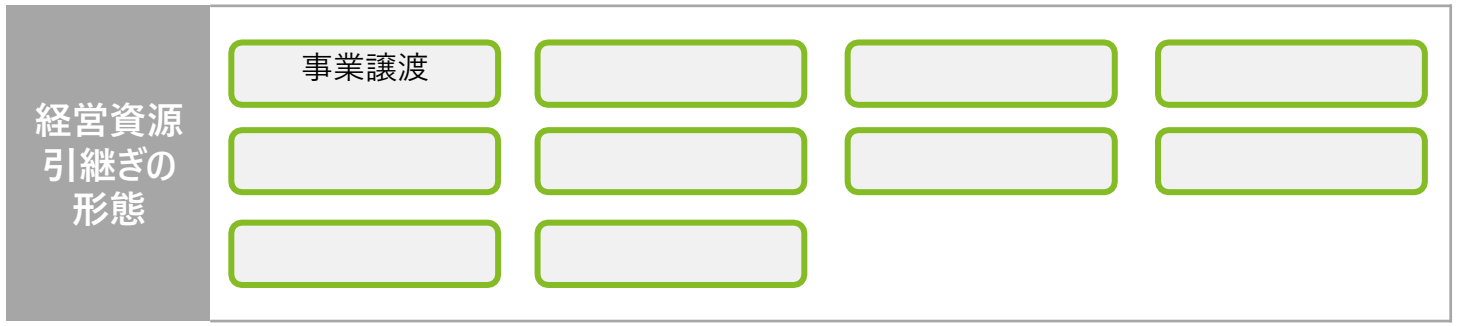 <br>なお、事務局により以下のように判断された場合は対象外となる<br>- 承継者と被承継者による実質的な経営資源引継ぎが行われていない<br>・ 例：事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編、親族内の事業承継等<br>また、売り手支援型の補助対象者又は買い手支援型及び売り手支援型の補助対象事業が不動産業の場合は、原則として常時使用する従業員1名以上の引継ぎが行われることが必要となる |

# 補助対象者

事業承継・引継ぎ補助金

## 専門家活用事業の補助対象者は以下の通り

1 最終契約書の契約当事者となる中小企業、個人事業主

2 売り手支援型（Ⅱ型）の株式譲渡における対象会社、対象会社と共同申請した支配株主[*1]または株主代表[*2]

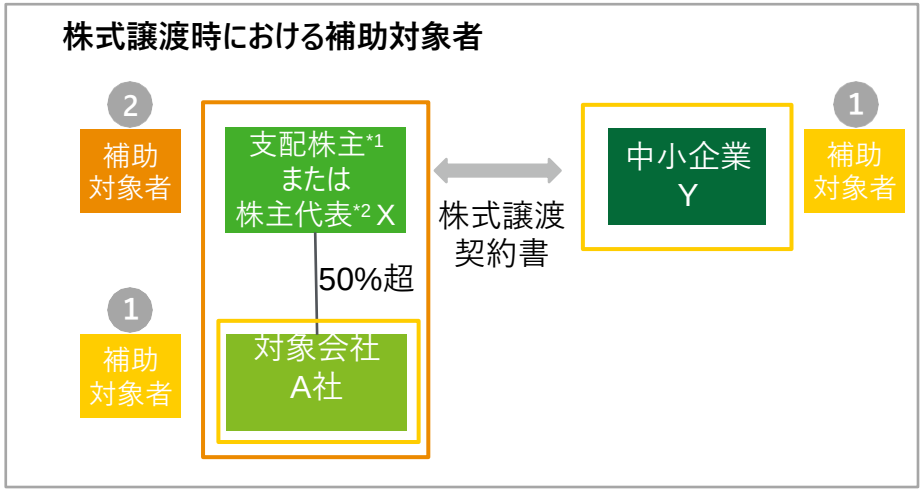


※申請単位
- 本補助金の交付申請は、補助対象者及び補助対象経費を負担する者、並びに補助対象経費に係る契約主体となる者が行う。
- また、同一の補助対象事業において買い手支援型（Ⅰ型）、売り手支援型（Ⅱ型）、それぞれ1申請[*3]を行うことができる。
- ただし、補助対象者たる中小企業者等及び当該中小企業者等の支配株主である者が補助対象経費を負担し、補助対象経費に係る契約の主体となる場合、共同申請を行うことができる。

*1：1者で対象会社の議決権の過半数を有する株主を指す
*2：株主代表は対象会社の議決権の過半数を有する株主の代表者（1 者）を指す
*3：株式移転及び新設合併の形態で引継ぐ場合は各被承継者が交付申請を行えることとする

# 申請不可の事例

事業承継・引継ぎ補助金

## 主な申請不可の事例は以下の通り。単なる不動産売買に該当する場合は経営資源引継ぎの対象外となる

| 交付申請不可の例 | |
|---|---|
| 1 | 事業再編・事業統合の後に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権*1が過半数にならない場合 |
| 2 | 事業再編・事業統合の前に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数の場合 |
| 3 | 被承継者又は被承継者の株主と承継者との関係が同族関係者*2である場合 |
| 4 | 被承継者又は対象会社と承継者との関係が支配関係のある法人である場合*3 |
| 5 | 経営資源引継ぎの形態として事業譲渡を選択しているにもかかわらず、実態として不動産の売買のみにとどまり、事業譲渡を伴わない場合 |

| 単なる不動産売買の例 | |
|---|---|
| 1 | 最終契約書として、不動産売買契約書のみを締結する場合 |
| 2 | 不動産及び取引契約の引継ぎのみで、常時使用する従業員1名以上の引継ぎを伴わない場合 |
| 3 | 事業を営んでいない個人又は個人事業主から不動産のみを買収する場合 |
| 4 | 空き家（廃墟・相続物件等を含む）のみを買収・売却する場合 |
| 5 | 賃貸物件（賃貸物件に紐づく契約を含む）のみを買収・売却する場合 |
| 6 | 株式、事業及び営業権の譲渡を伴わない、物件の賃借権の譲渡（不動産の譲渡ではなく賃貸物件を借りる権利の譲渡。譲渡側は、単純に物件引き払い・原状回復のみ発生）の場合 |
| 7 | 補助対象経費が不動産売買に係る経費のみである場合 |

*1：ただし、吸収分割、事業譲渡の場合は除く。
*2：同族関係者の定義は、法人税施行令第四条を適用するものとする。
*3：支配関係の定義は、法人税法第二条十二の七の五を適用するものとする。

# M&A支援機関登録制度について

事業承継・引継ぎ補助金

**委託費のうち、FA・M&A仲介費用については、支援機関登録制度に登録された登録FA・仲介業者によるFA又はM&A仲介費用のみが補助対象経費となる**

M&A支援機関登録制度とは

- 登録制度の実施を通じて、M&A の基本的な事項及び手数料の目安や適切なM&A のための行動指針を提示した「中小M&A ガイドライン」の理解及び普及を促し、中小企業が、培ってきた貴重な経営資源を将来につないでいこうとする際、より一層円滑にかつ安心してM&A を手段の一つとして選択できる環境の実現を目指すものである。
- 登録制度の対象者は、登録制度の趣旨を踏まえ、中小M&A ガイドラインにおける「支援機関」のうち、中小企業に対してFA業務又は仲介業務を行う者となる。なお、FA 業務又は仲介業務を専業で行う者に限らず、例えば仲介業務を行う金融機関なども対象となる。逆に、FA 業務及び仲介業務を行わず、例えばデューデリジェンス業務のみを行う士業等専門家などは対象とならない。
- 登録制度における実績報告において、登録FA・仲介業者により、事業承継・引継ぎ補助金の交付案件（補助事業対象者）として、M&A支援機関登録制度事務局（中小企業庁）に報告される。詳細な報告項目については、「M&A支援機関登録制度公募要領」４． 実績報告（４） 実績報告の内容を確認すること。
- 登録FA・仲介業者は、中小企業庁HPあるいはM&A支援機関登録制度事務局にて公表される。
- 登録制度の詳細や資料は、M&A支援機関登録事務局ホームページを参照すること。

| 中小M&A支援機関登録制度における登録が必要な主な経費例 | |
|---|---|
| 1 | FA業務又は仲介業務に係る、着手金、マーケティング費用、リテーナー費用、基本合意時報酬、成功報酬、価値算定費用等の中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援の手数料等 |
| 2 | デューデリジェンスが契約の主な内容であるものの、支援内容にマッチング支援や中小 M&A の手続進行に関するものを含み、その支援内容が実質的に FA 業務又は仲介業務と同等のものと認められるデューデリジェンス費用 |
| 3 | マッチングサイトの提供と併せて FA 業務又は仲介業務（のサポート）を行うと認められる場合には、M&A マッチングサイトの登録等に係るシステム利用料 |

（参考）M&A支援機関登録事務局ホームページ　https://ma-shienkikan.go.jp/

# 相見積不要の条件（1/2）

事業承継・引継ぎ補助金

## 以下のケースにおいては、相見積の取得は不要

### 1 補助対象経費において、選定先以外の2者以上に見積を依頼したが、全ての専門家・業者から見積を作成できないと断られた

- 2者以上の専門家・業者から見積を断られた事が確認できる書面（電子メールの写し等）の添付が必須となる
- 明らかに業務外の専門家・業者に見積を依頼している場合（FA・M&A仲介費用の見積を建設会社に依頼する等）は対象外

### 2 FA・M&A仲介費用において、専門家費用がレーマン表により算出された金額以下

- FA・M&A仲介の選定専門家のFA・M&A仲介費用見積額が、下記レーマン表により算出される金額（着手金含む報酬総額）よりも低い金額又は同額の場合は相見積の取得が不要となる
- FA・M&A仲介費用は、FA・仲介専門家との委託契約に基づき支払う費用*1であり、着手金、マーケティング費用、リテーナー費用、基本合意時報酬、成功報酬の費用形態を指す

*1：不動産媒介契約等の不動産売買に基づき支払う費用は除く

| 譲渡額又は移動総資産 | 乗じる割合 |
|---|---|
| 5億円以下の部分 | 5% |
| 5億円超10億円以下の部分 | 4% |
| 10億円超50億円以下の部分 | 3% |
| 50億円超100億円以下の部分 | 2% |
| 100億円超の部分 | 1% |

※FA・M&A仲介費用の補助対象経費の補助額は、以下のとおりとする。
ただし、以下①及び②いずれの場合も、補助上限額を超える場合はこの限りではない。

① 相見積を取得している場合、見積の中で一番低い見積価格
② 相見積を取得していない場合、上記❷で求められている記載内容の「関与専門家選定理由書」が整備されていれば、左記レーマン表により算出される価格（事務局において、「関与専門家選定理由書」の記載内容が不十分と判断した場合は、条件が充足されない）

# 相見積不要の条件（2/2）

事業承継・引継ぎ補助金

## 以下のケースにおいては、相見積の取得は不要

**3** システム利用量において、成功報酬のみのM&Aマッチングサイトに複数登録して、成功報酬を申請する

- 登録したことを証する複数のマッチングサイト登録画面等のスクリーンショット等の提出が必須となる
- 成功報酬のみの特定サイト1 社のみに登録をする場合は、相見積が必要となる
- 着手金等のランニングコストが係るマッチングサイトは、相見積が必要となる

**4** FA・M&A仲介費用において、2022年7月7日前にFA・仲介業者と専任条項がある委任契約を締結し、補助事業期間中に締結した基本合意又は最終契約に基づく中間報酬又は成功報酬

- 2022年7月7日前にFA・仲介業者と専任条項がある委任契約を締結しており、相見積を取得することがFA・仲介業者との契約上困難な場合は、補助事業期間中に相手方と基本合意又は最終契約を締結し、FA・仲介業者との委任契約に基づく中間報酬・成功報酬を支払う場合、当該補助対象経費に対する相見積の取得は不要となる
- 弁護士及び税理士等の専門家との顧問契約等は、2022年7月7日前に締結していたとしても本条件の対象外
- 当該FA・仲介業者との契約が実際の業務提供実態と異なる場合等、社会通念上適切な契約でないと事務局が判断した場合は補助対象外

※専任条項

FA・仲介業者との委任契約の内容において、並行して他のM&A専門業者への業務依頼を行うことを禁止する条項のこと。なお、中小M&Aガイドラインでは専任条項の対象範囲を無限定にすることは推奨していないため留意すること。

# 中間報酬又は成功報酬の補助対象経費

事業承継・引継ぎ補助金

## FA・M&A仲介費用における中間報酬又は成功報酬の補助対象経費の該当可否

| 補助対象経費 | 補助事業期間開始前 | 補助事業期間 | 補助事業期間終了後 |
|---|---|---|---|
| **該当** | | 専門家契約、最終契約、成功報酬支払 | |
| **該当** | 専門家契約 | 最終契約、成功報酬支払 | |
| **該当せず** | 専門家契約、最終契約 | 成功報酬支払 | |
| **該当せず** | | 専門家契約、最終契約 | 成功報酬支払 |

専門家契約　・・・FA・仲介業者とFA・M&A仲介費用に係る委託契約書を締結
最終契約　　・・・FA・仲介業者とFA・M&A仲介費用に係る委託契約書を締結し、支援を受けた上で交渉相手と最終契約書を締結
成功報酬支払・・・最終契約及び最終契約に基づく取引の実行（クロージング）に伴う成功報酬の支払い
※中間報酬に関しては「成功報酬」→「中間報酬」、「最終契約」→「基本合意契約」に読み替え

## 補助対象経費となるケース（補助事業期間に① or ②に該当する場合）

| | | 補助事業期間開始前 | 補助事業期間 | 補助事業期間終了後 | 相見積要否 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中間報酬 | ① | | ◆専門家契約　◆報酬支払 | | **相見積必要** |
| | ② | ◆専門家契約 | ◆基本合意書締結　◆報酬支払 | | **相見積不要*1** |
| 成功報酬 | ① | | ◆専門家契約　◆報酬支払 | | **相見積必要** |
| | ② | ◆専門家契約 | ◆最終契約書締結　◆報酬支払 | | **相見積不要*1** |

*1：2022年7月20日前に締結したFA・仲介業者との委任契約に専任条項があり、相見積を取得することがFA・仲介業者との契約上困難な場合は、相見積の取得は不要とする

# 補助対象経費（委託費）の概要

事業承継・引継ぎ補助金

## 事業費のうち、委託費には以下が含まれる

| 委託費に相当する経費名 | 支払相手（例） | 概要 |
|---|---|---|
| 着手金 | FA・仲介 | FA・仲介とのアドバイザリー契約に基づき支払う着手金<br>情報提供に係る費用（情報提供料） |
| マーケティング費用 | FA・仲介 | 承継候補先、被承継候補先の選定及びアプローチに係る費用 |
| リテーナー費用 | FA・仲介 | FA・仲介とのアドバイザリー契約に基づき支払う月額報酬 |
| 基本合意時報酬 | FA・仲介 | FA・仲介とのアドバイザリー契約に基づき支払う基本合意時報酬 |
| 成功報酬 | FA・仲介 | FA・仲介とのアドバイザリー契約に基づき支払う成功報酬 |
| 価値算定費用 | FA・仲介・各専門家 | 企業価値・事業価値・株式価値等の価値算定に係る費用 |
| デューデリジェンス費用 | 各専門家 | デューデリジェンス実施に係る費用<br>環境調査・信用調査等に係る費用 |
| 契約書等の作成・レビュー | 弁護士 | 最終契約書等の作成・レビューを弁護士に委任した場合に生じる費用 |
| クロージングに向けた手続き費用 | 弁護士 | クロージング手続き等に関する弁護士への依頼費用 |
| クロージングに向けたアドバイス費用 | コンサルティング会社等 | カーブアウト財務諸表の作成等の専門家への依頼費用 |
| 不動産鑑定評価書の取得費用 | 不動産鑑定士 | 不動産の時価評価に係る費用 |
| 不動産売買の登記費用 | 司法書士 | 最終契約書に基づき不動産売買する際の登記に係る事務費用 |
| 定款変更等の登記費用 | 司法書士 | 最終契約書に基づき定款変更等をする際の登記に係る事務費用 |
| 根抵当権等の登記変更費用 | 司法書士 | 最終契約書に基づき根抵当権を解除する際の登記に係る事務費用 |
| 許認可等申請費用 | 行政書士 | 最終契約書に基づき取得するべき許認可等の取得に係る費用 |
| 社会保険労務士への費用 | 社会労務士 | 最終契約に基づき労務関連手続きをする際に係る費用 |
| セカンドオピニオンの費用 | M&A支援機関 | 選任専門家以外のM&A支援機関から意見を求めるセカンドオピニオン費用 |

# 廃業・再チャレンジ事業

# 申請類型の概要

事業承継・
引継ぎ補助金

## 廃業・再チャレンジ事業は以下の1類型を対象とする

**廃業・再チャレンジ**

廃業の対象は以下のパターンがあり、再チャレンジ申請の場合は①のみ、経営革新事業及び専門家活用事業との併用申請の場合は①②が申請の対象となる。

① 会社自体を廃業するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

② 事業の一部を廃業（事業撤退）するために、補助事業期間内に廃業登記を行う、在庫を処分する、建物や設備を解体する、原状回復を行う事業

# 補助上限額・補助率等の概要

事業承継・
引継ぎ補助金

## 補助額は補助対象経費の3分の2以内であって以下の通り

| 類型 | 補助率 | 補助下限額*1 | 補助上限額 | 経費区分 |
|---|---|---|---|---|
| 廃業・<br>再チャレンジ | 補助対象経費の<br>2分の1以内 | 50万円 | 150万円<br>以内 | 【廃業費】*2<br>廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用 |

*1：交付申請時の補助額が補助下限額を上回ることとする
*2：補助対象経費となる廃業費の概要及び注意点については、次頁の補助対象経費の概要を参照すること

# 対象となる廃業・再チャレンジについて

事業承継・
引継ぎ補助金

**廃業・再チャレンジ事業は廃業・再チャレンジを行う中小企業者に対する支援であり、以下の行動を伴う廃業を対象とする**

**1 事業承継またはM&Aで事業を譲り受けた後の廃業（経営革新事業との併用申請*1）**

事業承継（事業再生を伴うものを含む）によって事業を譲り受けた中小企業者等が、新たな取り組みを実施するにあたって既存の事業あるいは譲り受けた事業の一部を廃業する場合

**2 M&Aで事業を譲り受けた際の廃業（専門家活用事業との併用申請*1）**

M&Aによって事業を譲り受ける中小企業者等（他者の経営資源を引き継いで創業した者も対象）が、事業を譲り受けるにあたって既存の事業あるいは譲り受けた事業の一部を廃業する場合

**3 M&Aで事業を譲り渡した際の廃業（専門家活用事業との併用申請*1）**

M&Aによって事業を譲り渡す中小企業者等が、M&A後も手元に残った事業を廃業する場合

**4 M&Aで事業を譲り渡せなかった廃業・再チャレンジ**

M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主、または個人事業主が、地域の新たな需要の創造または雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために既存事業を廃業する場合

*1：経営革新事業、専門家活用事業と併用にて申請する場合は、経営革新事業、専門家活用事業それぞれの事業として申請すること（廃業・再チャレンジ事業での申請は不要）

# 補助対象経費の概要（1/2）

事業承継・引継ぎ補助金

## 補助対象経費（廃業費）の詳細

| 経費名 | 概要 | 対象とならない経費の例 |
|---|---|---|
| 廃業支援費*1*2*3 | • 事業の廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士・行政書士に支払う申請資料作成経費<br>• 解散事業年度・精算事業年度・残余財産確定事業年度（いずれも法人の場合）における会計処理や税務申告に係る専門家費用<br>• 精算業務に関与する従業員の人件費 | • 登記事項変更等に係る登録免許税<br>• 定款認証料、収入印紙代<br>• その他官公署に対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）<br>• 本補助金に関する書類作成代行費用 |
| 在庫廃棄費（自己所有物） | • 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業における商品在庫について、専門業者等を利用して処分するために支払われる経費 | • 商品在庫を売って対価を得る場合の処分費<br>• 海外在庫 |
| 解体費（自己所有物） | • 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業において所有していた建物・設備機器等を解体する際に支払われる経費 | • 消耗品の処分費<br>• 海外で使用していたもの |

*1：廃業支援費についての補助上限は50万円とする
*2：解散登記、清算人・代表清算人選任登記、清算結了登記、解散・清算に伴い必要となる定款変更、その他解散・清算に必要となる登記に係る登記申請手続きのみ対象となる
*3：作成経費内に下記【対象とならない経費の一部】が含まれている場合は、除外すること

# 補助対象経費の概要（2/2）

事業承継・引継ぎ補助金

## 補助対象経費（廃業費）の詳細

| 経費名 | 概要 | 対象とならない経費の例 |
|---|---|---|
| 現状回復費（借用物）*1*2 | • 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業において借りていた土地や建物、設備機器等を返却する際に、修理して原状回復する為に支払われる経費 | • 自己所有物の修繕費<br>• 現状回復の必要がない、賃貸借物件及び設備機器等<br>• 海外で使用していたもの |
| リース解約費 | • リース解約に伴う解約金・違約金 | |
| 移転・移設費用*3 | • 効率化のための設備等を移転・移設するために支払われる経費 | |

*1：専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結し、当該契約書を提出する必要がある
*2：補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意すること
*3：経営革新事業または専門家活用事業との併用申請のみ計上可

# Appendix. _令和3年度補正予算との主な違い

# ご参考_令和3年度補正予算との主な違い（1/3）

事業承継・引継ぎ補助金

## 経営革新事業

| | 令和3年度補正予算（第2回公募） | 令和4年度当初予算 |
|---|---|---|
| スケジュール | 公募受付開始：7/27<br>公募締切：9/2<br>補助事業期間：～2023年4月30日 | 公募受付開始：7/25<br>公募締切：8/15<br>補助事業期間：～2022年12月16日 |
| 公募回数 | 全4回（予定）<br>※令和4年度と申請期間が重なるのは第2回 | 1回 |
| 補助対象者 | 小規模企業者、一定期間の売上減少等、一定要件を満たす中小企業者 | 一定要件を満たす中小企業者 |
| 補助対象事業 | DX化、グリーン化、事業再構築のいずれかに貢献し、生産性向上要件を満たす事業 | 新商品開発や新役務の提供・新分野への進出等を伴う事業 |
| 補助率 | 2/3以内<br>（補助額が400万円を超える部分は1/2以内） | 1/2以内 |
| 補助上限額 | 600万円以内<br>（生産性向上要件を充足する場合） | 500万円以内<br>（生産性向上要件を充足する場合） |
| 事前着手制度 | あり（ただし第2回公募以降は対象外） | なし |

# ご参考_令和3年度補正予算との主な違い（2/3）

事業承継・引継ぎ補助金

## 専門家活用事業

| | 令和3年度補正予算（第2回公募） | 令和4年度当初予算 |
|---|---|---|
| スケジュール | 公募受付開始：7/27<br>公募締切：9/2<br>補助事業期間：～2023年4月30日 | 公募受付開始：7/25<br>公募締切：8/15<br>補助事業期間：～2022年12月16日 |
| 公募回数 | 全4回（予定）<br>※令和4年度と申請期間が重なるのは第2回 | 1回 |
| 加点事由 | 【買い手支援型・売り手支援型共通】<br>・中小企業基本法等の小規模企業者<br><br>【売り手支援型のみ】<br>・直近決算期の、営業利益または経常利益が赤字の者<br>・2020年4月1日以降に決算が行われた任意の事業年度の売上高が、2020年3月末日までに決算が行われた事業年度のうち、最新の事業年度の売上高と比較して減少していること | － |
| 補助率 | 2/3以内 | 1/2以内 |
| 補助上限額 | 600万円以内 | 400万円以内 |
| 事前着手制度 | あり（ただし第2回公募以降は対象外） | なし |

# ご参考_令和3年度補正予算との主な違い（3/3）

事業承継・引継ぎ補助金

## 廃業・再チャレンジ事業

| | 令和3年度補正予算（第2回公募） | 令和4年度当初予算 |
|---|---|---|
| スケジュール | 公募受付開始：7/27<br>公募締切：9/2<br>補助事業期間：～2023年4月30日 | 公募受付開始：7/25<br>公募締切：8/15<br>補助事業期間：～2022年12月16日 |
| 公募回数 | 全4回（予定）<br>※令和4年度と申請期間が重なるのは第2回 | 1回 |
| 補助率 | 2/3以内 | 1/2以内 |
| 補助上限額 | 150万円以内 | 150万円以内 |
| 事前着手制度 | あり（ただし第2回公募以降は対象外） | なし |

# ご参考_令和3年度補正予算事業承継引継ぎ補助金のスケジュール（第2回公募）
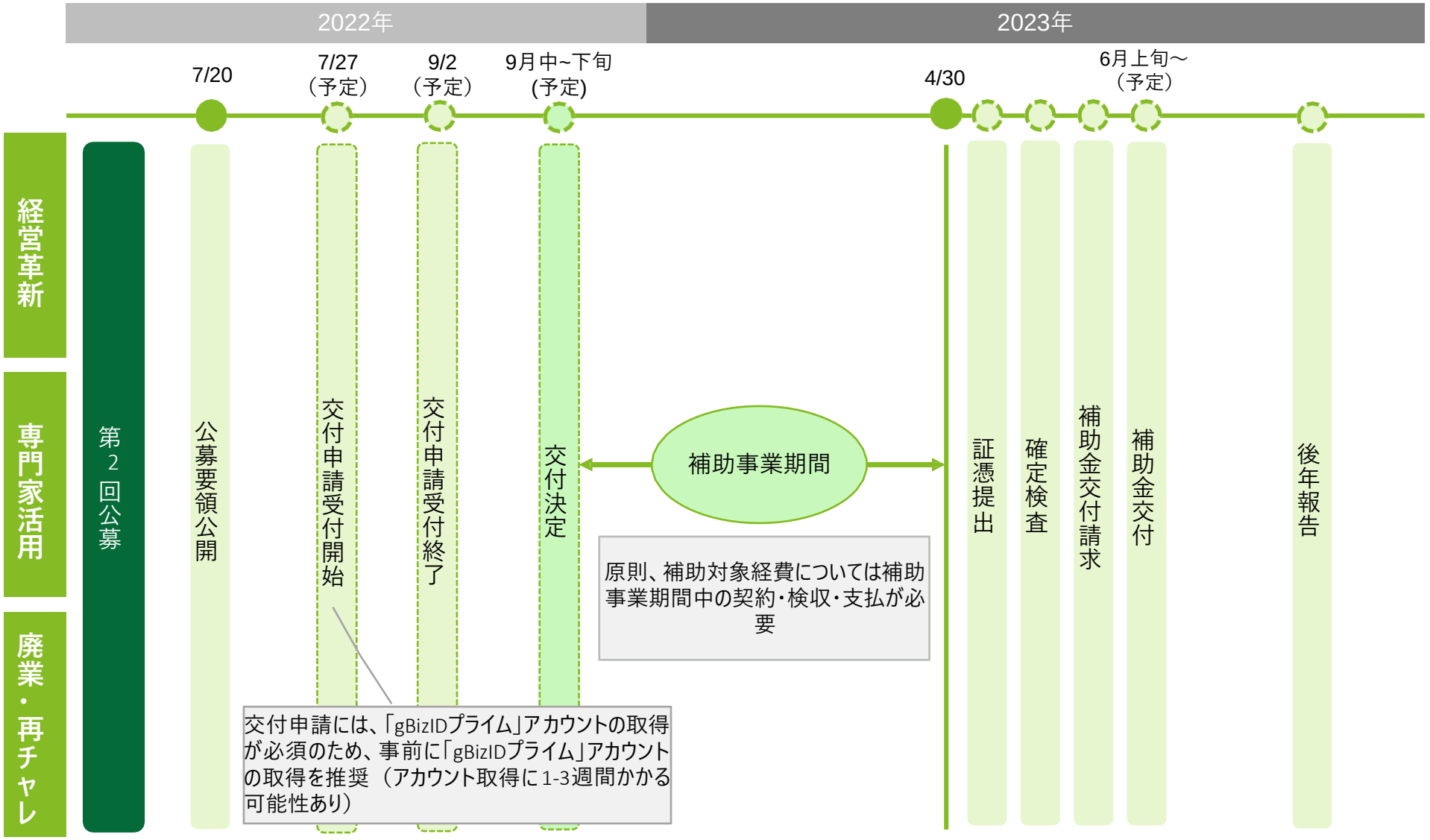
事業承継・引継ぎ補助金